

# 「紙おむつ」、「尿取りパッド」を利用されている皆さまへ (H30.4/1 改定)

以下の条件にあてはまる方に、「紙おむつ」及び「尿取りパッド」の購入費を支給します。

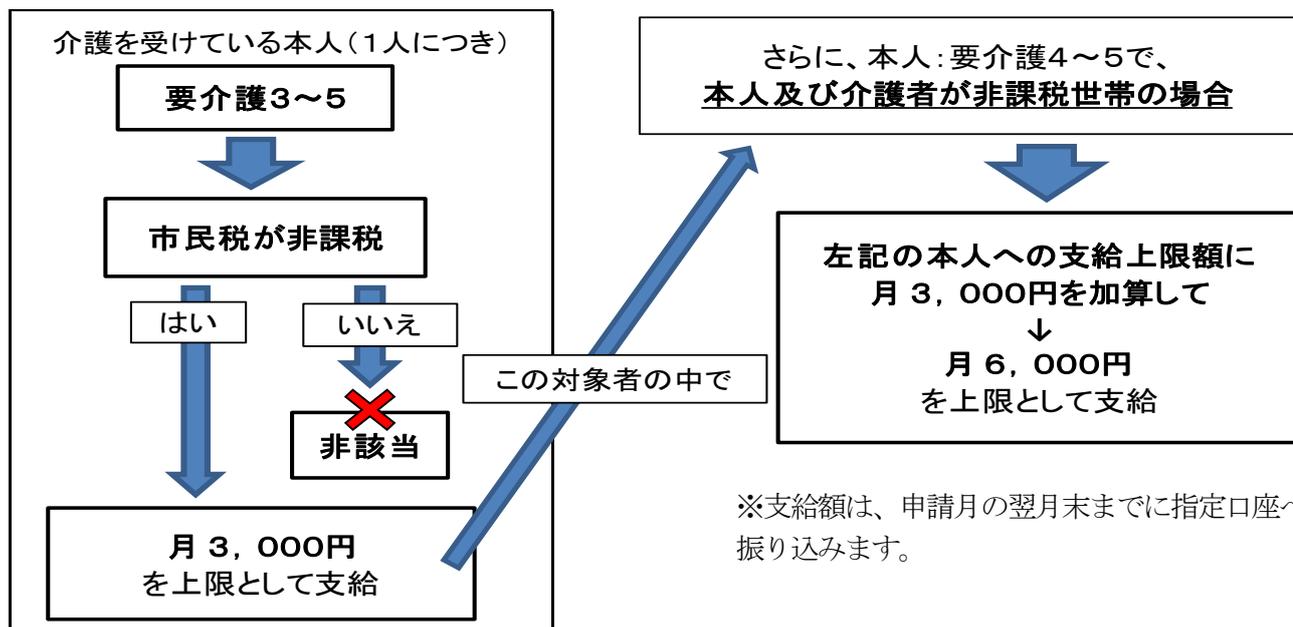
※「防水シート」やおむつ交換に使用する道具は、対象外です。

## 【支給対象者】 次の全ての条件に該当する者。

- ①岡谷市内に住所を有する者。 ※住所=住民票ではなく、生活の拠点。
- ②市民税非課税者。
- ③要介護3以上の認定を受けている65歳以上の在宅高齢者 又は その介護者。  
※65歳未満の介護保険「第2号被保険者」は対象外。



支給の上限額等は以下の図を参照。



※支給額は、申請月の翌月末までに指定口座へ振り込みます。

## 【申請方法等】

- ①「紙おむつ」又は「尿取りパッド」を購入し、「領収書」を受け取る。
- ②「支給申請書」(介護福祉課にあります)へ必要事項を記入し、「領収書」(領収書がもらえない場合は購入内容の分かるレシートでも可。納品書は不可。)を添えて、介護福祉課の窓口へご提出ください。

※押印忘れや、振込先の口座情報の記入漏れが多いため、忘れずに押印・記入のうえご提出ください。

【注意事項】 ご不明な点があれば、申請前にお問い合わせください。

- ①在宅で使用するのが対象のため、施設入所中や入院中に購入したものは、対象外です。  
※「在宅」扱いとなる施設もあり。また、退院・退所準備のために購入したものは、対象となる場合があります。
- ②本人及び介護者の住民票が岡谷市にない場合、「非課税であることを証明できる書類」(課税証明書等)の提出が必要になります。お住まいの市町村役場等にて取得のうえ、申請書に添付してください。
- ③申請の有効期間は、領収日(購入日)の属する月から1年(12ヶ月)以内のものです。  
例)平成29年9月の購入分 → 平成30年8月まで申請可能。(平成30年9月以降は申請できません。)
- ④対象金額は、「現金」、「クレジットカード」、「商品券」(地域振興券を含む)で購入した場合に限ります。ポイント利用やクーポン券、割引券による購入分は、「値引き」扱いとし対象外となりますので、ご注意ください。
- ⑤数ヶ月分をまとめて買いした場合でも支給可能。(1枚の領収書で複数月の請求が可能。)ただし、支給要件の該当有無が確認できない翌月以降分の申請は不可とし、一度提出いただいた「領収書」は返却不可とする。  
※申請時の上限額(各月の合計額)を超えた額は、次回の申請に繰り越すことはできない。